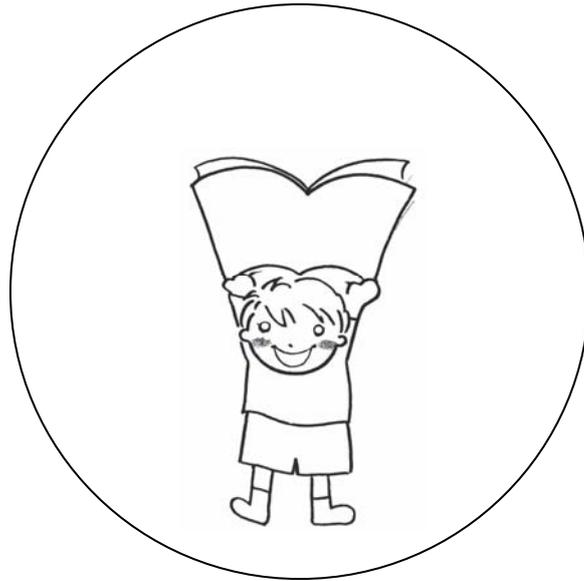


美里町子ども読書活動推進計画

『読書で 心豊かに
たくましく生きる力を育もう！』



平成21年3月

美里町教育委員会

はじめに

子どもたちにとって、読書は言葉を学び、感性や創造力・表現力を豊かにするために不可欠なものです。物語を読むことで人の痛みや気持ちを理解する心を育むことができ、知識の本は子どもたちの世界を広くしてくれます。また、昨今話題になっている読解力不足・学力不足の問題を考えると、その基礎となる力をつくっていくのは読書です。

この「美里町子ども読書活動推進計画」は、本町における読書活動の現状を踏まえ、これからの子ども読書活動推進の方向性や具体的な取り組みを示したものです。この計画に基づいて、美里町の子どもたちが読書に親しみ、心豊かにたくましく生きる力を育めるよう、積極的に取り組んでまいります。

策定にあたっての関係各位と町民の皆様からのご意見ご協力に感謝すると共に、今後の活動へのご支援をお願いいたします。

平成21年3月

美里町教育委員会

教育長 宮 嶋 健



▲ ブックハロー事業
(生き生きセンター)



▲ ブックトーク
(不動堂小学校)



▲ クリスマスおはなし会
(小牛田図書館)



▲ 図書館訪問・調べ学習
(小牛田図書館)

目 次

第1	子どもの読書活動の意義	1
第2	計画の目的と期間	
	1 計画策定の目的	
	2 計画の期間	
第3	美里町の子どもの読書活動の現状	2
第4	計画の目標と基本の方針	6
	1 計画の目標	
	2 基本の方針	
第5	読書推進のための施策	7
	1 図書館が実施する施策	
	2 幼稚園・保育所が実施する施策	
	3 小・中学校が実施する施策	
参考資料		
	子どもの読書活動の推進に関する法律	11

第1 子どもの読書活動の意義

今日、子どもを取り巻く生活環境は、テレビ、ビデオ・DVD、ゲーム、インターネット等のさまざまな情報メディアの発達・普及により変化しており、これらに起因する子どもの読書離れが指摘されています。

子どもの読書活動は、読み書きする能力を養い、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。また、情報があふれる社会の中であって、情報を整理し自ら考え判断する力は、多くの読書体験を通じて培われます。

自ら進んで本を読む子どもたちを育てていくことは、子どもたち自身の将来のために、そして明日の社会の発展のためにも欠くことができない極めて重要なことであり、社会全体の課題として取り組んでいかなければならないものです。美里町の未来は、本を読む多くの子どもたちの健やかな成長と共にあります。

第2 計画の目的と期間

1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月12日公布・施行されました。法第2条には、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と基本理念を明確にしています。そして「地方公共団体は、この基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務がある」と定めています。

これを受け美里町では、美里町総合計画に基づいて、美里町子ども読書活動推進計画を策定し、次代を担う子どもたちの読書活動を積極的に推進することとしました。

2 計画の期間

計画は、平成21年度から平成27年度までの7年間とします。

なお、策定から4年目の平成24年度に目標の達成度を確認するとともに、見直しを行うこととします。

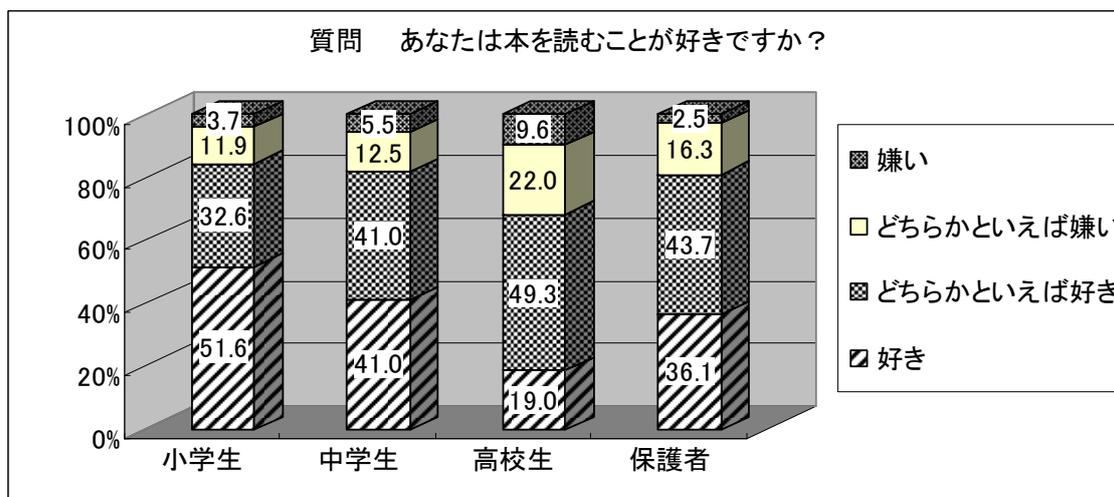
第3 美里町の子どもの読書活動の現状

町内の小学2・4・6年生・中学2年生・高校2年生及び小・中学生の保護者を対象に「読書活動についてのアンケート調査」を実施しました。

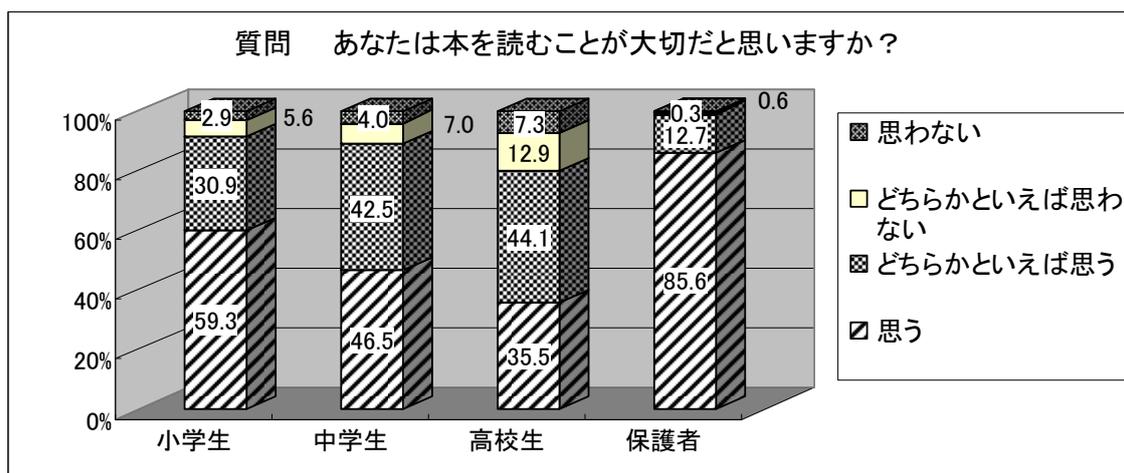
アンケート調査の結果からいくつかを抜粋して、子どもたちの読書活動の状況を見てみましょう。

(対象者数：小学生647人、中学生200人、高校生231人、保護者668人)

初めに、本を読むことが好きかどうかをたずねてみました。



小学生と中学生については、80%以上の方が「好き」または「どちらかといえば好き」と回答しています。

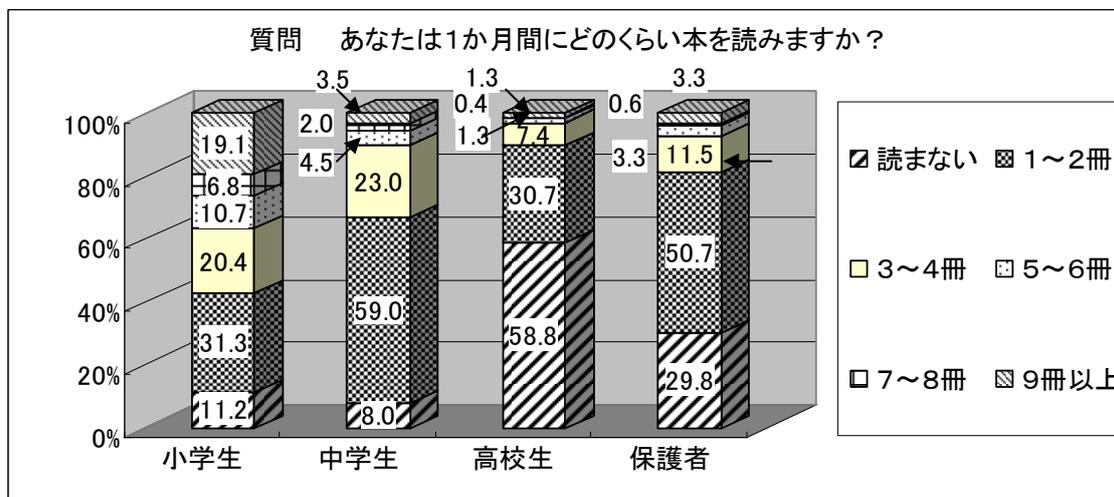


また、「読書の大切さ」についても約90%の小学生と中学生が「大切であると思う」または「どちらかといえば大切であると思う」と回答しています。

これらの結果から、小学生と中学生の読書離れを感じられません。小学生と中学生の多くは読書を好きで、また読書を大切なものと考えているよう

です。しかし、高校生になるとその傾向は弱まっていきます。

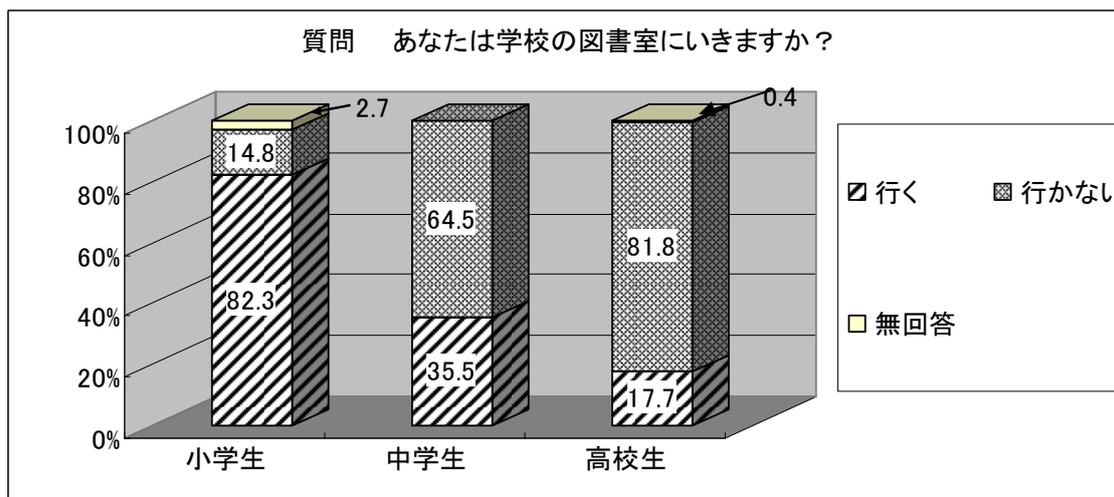
次に1か月間の読書量を見てみましょう。



1か月に読んだ本の数については、小学生も中学生も「1~2冊」と答えた人が最も多く、「本を読むことが好きだ、大切だ」と答えた人が多い中では意外に、1か月間の読書量は少ないように思われます。しかし、35%の小学生は「5冊以上」を読んでおり、各小中学校が実施している朝の読書活動の成果であると推測されます。

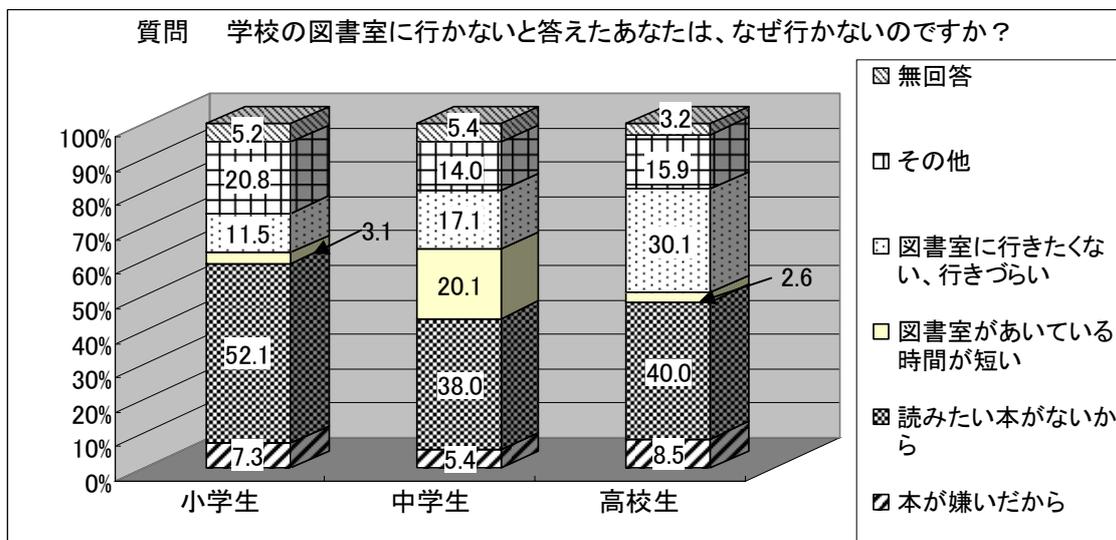
また、高校生については58.8%が1か月に1冊も読んでいません。このことは全国平均値の48%を大きく上回っており、今後の町の読書活動を推進するうえでの課題の一つと考えなければなりません。

次に、学校図書室の利用についての設問を見てみましょう。



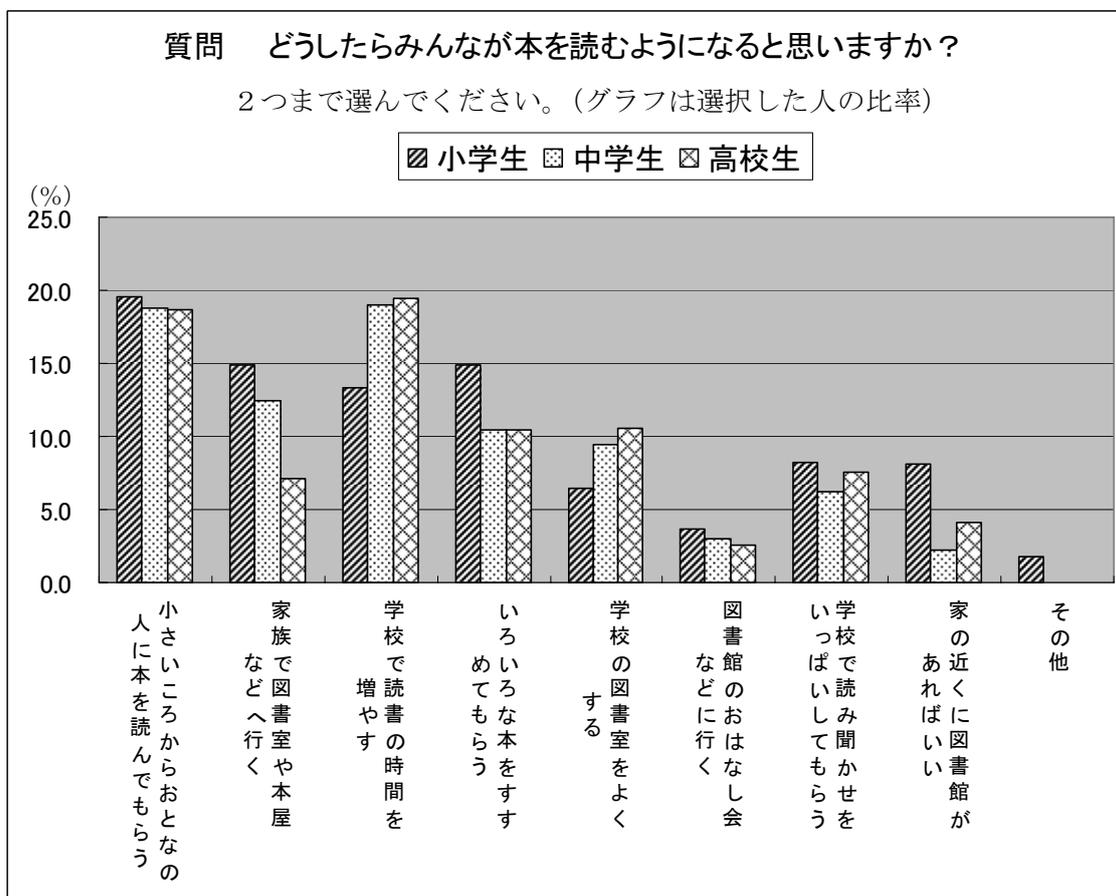
学校の図書室の利用については、小学生では80%以上が利用しています。しかし、中学生になると学校の図書室の利用は大きく減少し、さらに高校生になると図書室を利用する人は2割にも達していません。

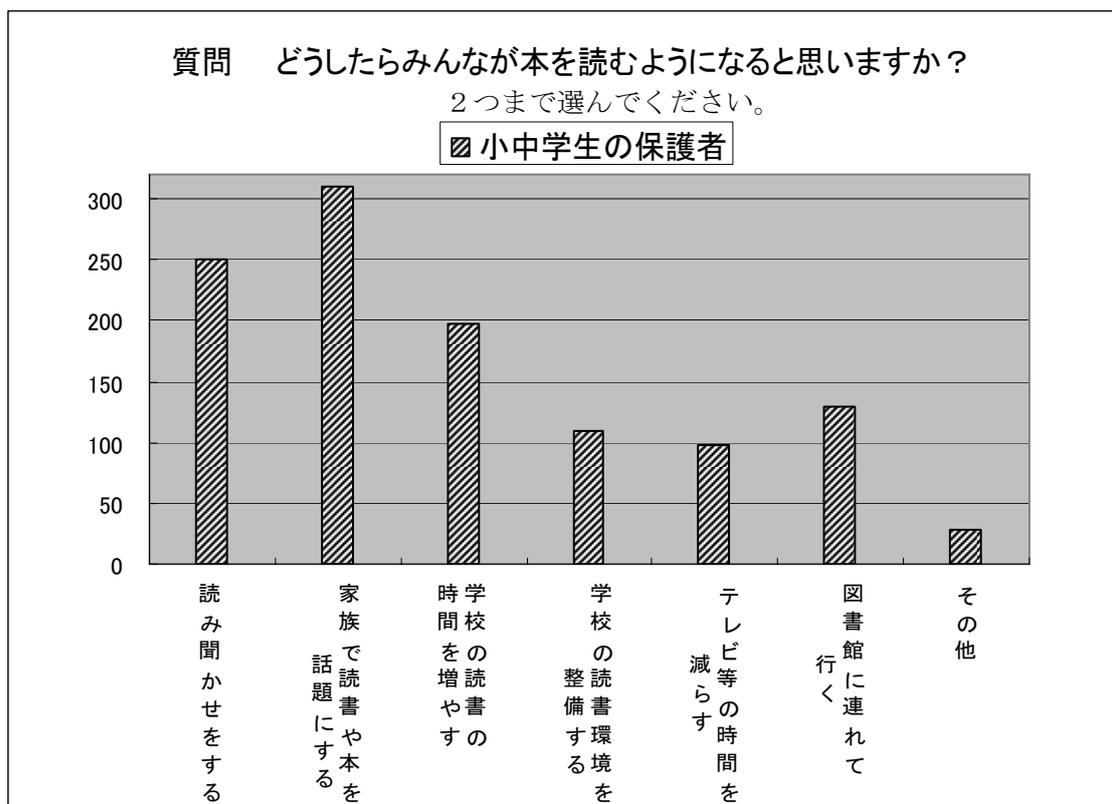
毎日通う学校なのになぜ利用しないのか、その理由をたずねてみました。



読みたい本がないというのが最も多く、蔵書の不備がうかがえます。また、中学生では図書室の空いている時間が短いという理由も比較的によく見られます。その対応について今後検討する必要があると思われます。

最後に、「どのようにしたら本を読むようになるのか」の設問に対して、子どもたちとその親たちはどのように考えているのでしょうか。





小・中・高校生では、「小さい頃から大人に本を読んでもらう」「学校で読書の時間を増やす」「家族で図書館や本屋に行く」「いろいろな本をすすめてもらう」など、家族をはじめとする周囲の大人たちによって解決される回答項目が多く選ばれています。

また、親たちの回答では「家族で読書あるいは本を話題にする」「読み聞かせをする」「学校の読書の時間を増やす」などが多いようです。親たちは学校に依存する一方、家庭における取り組みの重要性を認識していると言えます。

※ 読書活動についてのアンケート調査結果の詳しい内容については、別冊資料の「読書活動についてのアンケート調査結果」をご覧ください。

第4 計画の目標と基本的方針

1 計画の目標

すべての子どもたちが、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう環境を整えて、読書活動を推進します。

【数値目標】

○1ヶ月間に本を読まない児童生徒の割合

目標	平成19年度実績		平成24年度		平成27年度
小学生	11.2%	⇒	5.5%	⇒	0%
中学生	8.0%	⇒	4.0%	⇒	0%
高校生	58.8%	⇒	50.0%	⇒	40.0%

○図書館での子ども（0～18歳）への貸出冊数

目標	平成19年度実績		平成24年度		平成27年度
貸出冊数	32,000冊	⇒	34,000冊	⇒	36,000冊

2 基本的方針

計画目標の達成に向けて、次の4つを基本方針とします。

(1) 読書の楽しさを学ぶ機会の提供

子どもの発達の各段階に応じて、読書の楽しさを学ぶ機会となるような施策を積極的に展開します。

(2) 図書資料や施設設備など読書環境の整備

子どもたちの好きな本を身近にそろえるなど、図書資料や施設設備の整備・充実を行います。また、あわせて読み聞かせのボランティア育成など読書環境の充実を進めます。

(3) 子どもの読書活動の重要性についての理解の普及

子どもの読書活動の意義や重要性について、周囲の理解と関心を深めるための普及・啓発活動を展開します。

(4) 読書活動を推進する関係機関・団体等の連携の強化

家庭、地域、学校、町図書館、行政がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力をして子どもの読書活動を推進します。

第5 読書推進のための施策

計画目標の達成に向けて4つの基本方針に基づき、各施設互いに連携を図りながら、それぞれ次の施策に取り組みます。

1 図書館が実施する施策

施策の内容	具体的な取り組み	評価指標	
		現状	目標
◎0歳児から絵本を通じて親子の触れ合う環境を作る	・ブックハロー事業※1の実施	実施	継続
◎親子で本に触れ合える機会を提供する	・定期的な乳幼児向けおはなし会※2の開催 ・あつまれ3歳っこ事業※3の実施	実施 参加率 30%	充実 参加率 50%
◎子どもと本との出会いの機会を提供する	・定期的な児童向けおはなし会の開催 ・幼稚園、保育所でのおはなし会の開催	実施 実施	充実 定期的に

※1 ブックハロー事業

1歳児に絵本をプレゼントし、乳児期からの読み聞かせの有効性を知らせるもので、毎月1歳3ヶ月児健診の際に、ボランティアの協力を得て行っている。対象の子どもほぼ全員に手渡せるメリットがある。

※2 おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居、手あそびを行うもので、年齢に応じたおはなし会を行っている。年に数回、人形劇やパネルシアター※4、ストーリーテリング※5などを盛り込んだおはなし会も行っている。

※3 あつまれ3歳っこ事業

3歳の子どもと親に対する図書館利用と読書のPRを行うもの。図書館に足を運んでもらうことが目的の一つで、小牛田図書館、南郷図書館を会場におはなし会を行い、子ども用のオリジナル図書館利用カードと図書館バックをプレゼントする。

※4 パネルシアター

観客の正面に、ネル布を張った大きなパネルを置き、演じ手がそのパネルの脇に立って、専用ペーパーで作った絵人形をパネルの上にくっつけたり、はずしたりしながら、物語の内容に沿った場面を構成し演じる、動く紙芝居とも言うべき手法。

施策の内容	具体的な取り組み	評価指標	
		現状	目標
◎年齢に応じた読書活動の推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックラリー事業※6の実施 ・子ども向け図書館だよりの発行 ・高校生向け図書コーナーのPRを図る ・高校への団体貸出の実施 	実施 実施 未実施 未実施	継続 継続 実施 実施
◎子どもの読書環境を整える	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、児童館への図書貸出の促進を図る 	未実施	実施
◎地域での読書活動の推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館でのおはなし会の開催 ・放課後こども教室※7への参加 ・家庭教育事業等を通じて、子どもの読書推進をPRする 	未実施 未実施 未実施	実施 実施 実施
◎読書ボランティア※8の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座の開催 	年1回	維持
◎担当職員の資質の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・県図書館協会主催の研修会への積極的な参加 	実施	実施

※5 ストーリーテリング

話し手が物語を覚えて、本なしで聞き手に語り聞かせること。

※6 ブックラリー事業

図書館司書が子どもに読んで欲しい本を選び、年齢に応じたコースに分けてスタンプカードを作成し、子どもが楽しみながら本を読み進んでいけるようにしたもので、毎年4月23日の「子ども読書の日」からスタートする。

※7 放課後こども教室

生涯学習振興計画での事業で、放課後児童対策として身近な遊び場の確保のために行うものであり、その中で本の読み聞かせやブックラリー、読書相談などを行う。

※8 読書ボランティア

読み聞かせのボランティアで、町内に3つのグループがある。小牛田図書館、南郷図書館での定期的なおはなし会のほかに、ブックハローや幼稚園・小学校でのおはなし会などでも活躍している。

2 幼稚園・保育所が実施する施策

施策の内容	具体的な取り組み	評価指標	
		現状	目標
◎子どもが本に触れ合える機会を提供する	・毎日、幼稚園・保育所で読み聞かせを行う	実施	継続
	・幼稚園・保育所の図書コーナーの整備を図る	実施	継続
	・公共図書館の団体貸出の利用	実施	定期的に
	・定期的な出前おはなし会の開催(年3回)	40%	100%
	・園児の図書館訪問の実施	30%	100%
◎保護者の意識の向上を図る	・成長発達に合った絵本を園だより等で紹介する	未実施	実施
	・参観日に親子おはなし会等を開催する	未実施	実施
	・図書の貸し出しを行う	未実施	実施
	・公共図書館での子ども向け行事を紹介する	実施	継続
◎教諭、保育士の知識の向上を図る	・読み聞かせ等の研修会を実施	未実施	実施

3 小・中学校が実施する施策

施策の内容	具体的な取り組み	評価指標	
		現状	目標
◎学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図る	・学校図書館利用指導・活動計画の実施	実施	継続
	・調べ学習の積極的实施	実施	継続
	・小学校での図書館まつりの実施(ブックトーク※9、読み聞かせ等の活動実施)	70%	100%
	・中学校での読書関連行事の実施	未実施	実施

施策の内容	具体的な取り組み	評価指標	
		現状	目標
◎読書習慣を身に付けさせる	<ul style="list-style-type: none"> ・「朝読書」の実施 ・小学校での「読み聞かせ」の実施 ・小学生の公立図書館見学 ・中学生の公立図書館での職場体験 	80% 実施	100% 月1回以上
◎図書環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の整備 ・計画的な図書資料構築のための図書費の措置 ・新刊、推薦図書コーナーの設置 ・学級文庫の活用（小学校） （中学校） ・他の学校図書館、公立図書館との連携 	実施 実施 実施 実施 未実施 実施	充実 充実 継続 継続 実施 充実
◎学校図書館の情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書のデータベース化※10及びそれに向けた図書整理 	未実施	実施
◎学校図書館のための人的配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館司書補の配置及び図書館業務への専任 	実施	充実

※9 ブックトーク

テーマを決めて何冊かの本を選び、その内容をキーワードでつなぎ、本を紹介していく方法。

※10 蔵書のデータベース化

近年、学校図書館の貸出業務などをコンピュータ化することが進んでいるため、図書資料を公立図書館（小牛田図書館）のデータを利用して整備し、資料データの一元化を図ることとし、将来の町内学校図書館と公立図書館とのオンライン化に備える。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推

進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。